

小牧市空家等対策協議会運営規程（令和 4 年 9 月 27 日施行）新旧対照表

現行	改正後（案）
（趣旨） 第 1 条 この規程は、小牧市空家等対策協議会条例（平成 3 1 年小牧市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、小牧市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に<u>関する事項</u>を定めるものとする。 （会議の傍聴） 第 6 条 <u>会議の傍聴の受付は、協議会開催場所にて先着順で行うものとする。</u> <u>2 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、会議の開催予定時刻までに協議会開催場所に入室しなければならない。</u> <u>3 傍聴者の定員は、1 0 人とする。</u> <u>4 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。</u> (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明	（趣旨） 第 1 条 この規程は、小牧市空家等対策協議会条例（平成 3 1 年小牧市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、小牧市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に<u>関し</u>事項を定めるものとする。 （会議の傍聴） 第 6 条 <u>会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、事務局に申し出なければならない。</u> <u>2 傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の 5 分前まで会議開催場所</u><u>で先着順にて行うものとする。</u> <u>3 傍聴者は、会議の開催予定時刻の 5 分前までに会議開催場所に入室しなければならない。</u> <u>4 傍聴者の定員は、会議の都度、会議開催場所の収容人数等を考慮し、あらかじめ事務局が決定する。</u> <u>5 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。</u> (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明

しないこと。

(2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

(3) 飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

5 傍聴者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに退場しなければならない。

(1) 傍聴者が前項の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。

(2) 前条の規定により、会議を非公開としたとき。

しないこと。

(2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

(3) 飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

6 傍聴者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに退場しなければならない。

(1) 傍聴者が前項の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。

(2) 前条の規定により、会議を非公開としたとき。